

## 添付書類一覧（理容師法）

### ○理容所開設届（営業前）【手数料 16,000円】

- 1 構造および設備の概要を明らかにした平面図（関係部分）
  - 2 理容師についての結核、伝染性皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
  - 3 従事者が理容師の場合は理容免許証等の写し、管理理容師の場合は修了証の写し
  - 4 開設者が外国人のときは、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。)
  - 5 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
  - 6 事業譲渡による場合で譲渡者の署名がないときは、事業を譲り受けたことを証する書面（契約書等）
- ※ 事業譲渡による場合で1～3について変更がないときは、添付を省略することができる。

### ○理容所開設者承継届（法人）（遅滞なく）

- 1 合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿謄本および定款又は寄附行為の写し

### ○理容所開設者承継届（個人）（遅滞なく）

- 1 戸籍の謄本もしくは全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247号第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 理容所開設者地位承継同意書（相続人が2人以上ある場合、その全員の同意書）

### ○理容所開設届出事項変更（廃止）届（変更又は廃止後速やかに）

- 1 構造設備の変更の場合は、その状況を明示した図面
  - 2 法人の代表者の変更にあつては、登記簿謄本
  - 3 理容師の追加にあつては、結核、伝染性皮膚疾患に関する医師の診断書および理容師免許の写し
  - 4 理容師が結核、伝染性皮膚疾患の罹患者であった場合は、その治癒に関する医師の診断書
  - 5 管理理容師の変更の場合は、修了書の写し
  - 6 廃止した場合は、確認済証
- ※ 廃止した場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）の提示